

教育厚生委員会会議録

日時 平成28年6月15日(水) 開会時間 午後 1時10分
閉会時間 午後 3時45分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 遠藤 浩
副委員長 浅川 力三
委員 河西 敏郎 前島 茂松 渡辺 淳也 久保田松幸
卯月 政人 土橋 亨 佐藤 茂樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 市川 満 福祉保健部理事 三科 進吾
福祉保健部次長 前嶋 健佐 福祉保健部次長 三井 孝夫
福祉保健部次長(医務課長事務取扱) 井出 仁
福祉保健総務課長 中山 吉幸 監査指導室長 渡辺 久夫
健康長寿推進課長 内藤 梅子 国保援護課長 古屋 正
子育て支援課長 神宮司 易 障害福祉課長 山本 盛次
衛生薬務課長 守屋 英樹 健康増進課長 岩佐 景一郎

教育長 守屋 守 教育次長 宮澤 雅史
教育監 渡井 渡 教育監 小川 巖
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 小島 良一 学力向上対策監 井上 耕史
福利給与課長 柏木 精一 学校施設課長 望月 啓治
義務教育課長 青柳 達也 高校教育課長 手島 俊樹
新しい学校づくり推進室長 鈴木 昌樹 社会教育課長 岩下 清彦
スポーツ健康課長 赤岡 重人 国体推進室長 三井 勉
学術文化財課長 小澤 祐樹

議題 (付託案件)

- 第70号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例中改正の件
- 第71号 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例中改正の件
- 第72号 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例中改正の件
- 第73号 山梨県旅館業法施行条例中改正の件
- 第75号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

請願第28-4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

請願第28-5号 山梨県独自の子宮頸がんワクチンの被害者救済と、子宮頸がんワクチンを接種した子供たちへの調査を求めることについて

請願第28-6号 保育士の処遇改善と、保育条件の向上を求めることについて

審査の結果

付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第28-4号、請願第28-5号については採択すべきもの、請願第28-6については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要

審査に先立ち、去る4月28日に渡辺淳也副委員長から副委員長の辞任願が提出されたため、副委員長辞任の件を議題とした。山梨県議会委員会条例第15条の規定により、渡辺副委員長の退場を求め、辞任の許可について諮ったところ、許可することと決定した。

次に、副委員長が欠員となったことから副委員長の互選を行い、互選の方法は投票により行うこととし、浅川力三委員が当選した。

次に委員会の審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午後1時16分から午後2時32分まで福祉保健部関係、休憩をはさみ午後3時01分から午後3時45分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

第70号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第71号 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第72号 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第73号 山梨県旅館業法施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第75号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(保育人材確保・定着促進事業費について)

河西委員

福の3ページ、保育人材確保・定着促進事業費についてでありますけれども、これは保育士の現状と定着ということで、渡辺委員の一般質問でありましたので、答えを若干いただいておりますけれども、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。ここには検討委員会を設置するということで書いてあるだけけれども、今のところ、委員会のメンバーは決まっているのか。もし決まっていなければ、どんな人たちを予定しているのか。

神宮司子育て支援課長 検討委員会の構成メンバーでありますけれども、県内には保育関係団体が4つございま

す。その4団体と、保育事業を実施しております市町村、保育士確保等に携わっておられます山梨労働局、ハローワーク、県社会福祉協議会の中にあります福祉人材センターといった団体の代表の方々をメンバーと考えているところです。

河西委員 いろいろな団体ということですが、何人ぐらいで構成するんですか。

神宮司子育て支援課長 全部で20人の委員構成を考えております。

河西委員 本県は幸いにして待機児童がないということで承知しているわけでありましてけれども、この待機児童ゼロを維持していくための事業じゃないかと思っておりますけれども、お聞かせ願いたいと思います。

神宮司子育て支援課長 都市部では、御存じのとおり、待機児童の問題が顕著となっております。背景には保育所の不足、あるいは保育士の不足ということが挙げられております。本県におきましては、保育士の不足ということはないわけでありましてけれども、この4月から第二子以降の保育園の無料化子育て応援事業を開始したところでありまして、保育ニーズは本県でも今後ともふえていくのかなと考えているところであります。

また、都市部での保育士の不足ということで、県内にある養成校に通っている学生さんたちが、県外に流出するという懸念もないわけではありませんので、そういったことを踏まえまして、こういったことを検討していく必要があるかと考えているところです。

河西委員 ここにあります労務管理研修会、また、保育所等見学会の開催ということを行っていくようでありまして、具体的にこの検討委員会では、どんなことを検討していくのかお伺いします。

神宮司子育て支援課長 この検討委員会では、保育士の確保あるいは定着の促進ということで、県内にある課題等を整理して、その対応策等を考えていくということ、いろいろな関係団体と協働しながら検討していくことを考えております。また、そうした検討、方策を考えるとともに、関係団体と協働しまして、例えば就職フェアであるとか、保育所等の見学ツアー、保育士の働く環境の向上につながるための労務管理の研修会を実施していきたいと考えております。

河西委員 これは国の地方創生事業ということでありまして、地方創生にこの事業がどんなふうにつながっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

神宮司子育て支援課長 今回の検討委員会で行う施策、事業ですけれども、やはり今回の子育て応援事業、保育園の無料化事業をやることによって、県内の子育てしやすい環境づくりを目指そうとしております。また、もっと広い意味で子育て協働社会の構築ということを県で進めていく中で、例えば保育料の無料化ですと、これを県下で一斉に行うことにつきましては、県外から見ると、非常に山梨県の子育て環境の優位性ということがPRできるのかなというところでは、あるいは移住というときにも、メリットがあるのかと考えております。そういった地域づくりという中で、地方創生につながるのではないかと考えているところです。

また、同様にこうしたことによりまして、本県の待機児童ゼロを引き続き堅持していきたいという思いもあります。

河西委員 ありがとうございます。待機児童ゼロということの維持ということだと思いますし、また、保育士の育成ということも大変大事だと思っております。ぜひそういうことを堅持する意味で努力をしていただきたいと思います。

(県立中央病院屋上給油基地整備事業費について)

浅川副委員長 福の4ページの県立中央病院の屋上給油基地整備事業費についてお伺いしたいと思います。私の記憶では、平成24年にドクターヘリを導入して、年間たしか700回ぐらいの出動をしてい

るように記憶している。そうした中で、今回、病院の屋上に危険物を取り扱う施設を整備する計画のようでございますが、病院には身動きもできないような患者がおられるわけでありまして。そういう方が入院している中で、この施設自体の安全性についてお伺いしたいと思います。

井出福祉保健部次長 病院に設置する危険物を扱う施設ということで、施設の安全性につきましては昨年度予算を計上いたしまして実施しました基本調査におきましても、特に慎重な検討を行ったところでございます。その調査の結果によりまして、燃料につきましては地下に埋設するタンクに貯蔵するというのが1点ございます。屋上のヘリポートまではポンプアップする方式をとるということで、そのポンプアップするまでの間の配管の中のみ最小限の燃料が存在すると、そういうやり方が最も安全性が高いということでございます。

また、施設の安全対策といたしまして、二重構造の燃料タンクを使用するというものでございます。外壁につきましては金属のもので、さらに外側に強化プラスチックのものを覆った二重構造の燃料タンクを使うということが1点ございます。

次に、中央病院の本体の建物が免震構造でございます。ここと地上の埋設したタンクとの接続の部分につきましては、やはり地震が起きたときに免震構造と地上とは違う動きをしますので、その接続部分が壊れてしまう、外れてしまうということがあってはいけないということで、その配管につきましては可動式のもの、パンタグラフのようなもの、あるいは蛇腹のような柔軟性の高いものを採用するというのを考えてございます。

もう1点、タンクや配管の燃料漏れということで、万が一にも漏れがあった場合、速やかに検知できるようなシステムを備える必要があると。

以上のような二重、三重の安全な構造を備えたもので、安全性に十分配慮した仕様にしてまいりたいと考えてございます。なお、全国的にも屋上のヘリポートへの給油施設の整備は進んでございますが、現在までのところ、火災等の事故が発生したという例はございません。整備後におきましても、消防法等に基づく適切な管理を徹底することにより事故防止に努めてまいりたいと考えてございます。

浅川副委員長 連続出動する際のレスポンスが向上するという説明があったわけでありまして、具体的に何分程度短縮されるのでしょうか。

井出福祉保健部次長 ドクターヘリの運用におきましては、現在、出動するごとに給油を行う必要がございます。そのため、給油設備が現在、双葉にしかございませんので、出動後、その双葉で給油を行ってまた病院に戻ってきて待機するという運用をしてございます。このため、一旦出動して、帰ってきてすぐに出動するという連続出動という要請があった場合には、まず帰ってきて患者さんをヘリから外に出すのに3分。さらに病院から双葉の基地に片道3分で行きます。給油に5分。さらに3分かけて病院まで戻るとということで、計14分間、次の出動まで時間がかかっているのが現状でございます。これに対しまして、屋上給油基地を整備いたしますと、到着後ただちに給油を開始するというので、給油所要時間が5分ということになります。現状の14分と比較しまして5分間で次に飛び立つことができるということですので、9分間の短縮につながるというものでございまして、実際に1分1秒、命を救うために運用する必要があるドクターヘリでございますので、この9分間の短縮というのは非常に意味の大きいものと考えてございます。

浅川副委員長 災害の際にも使用するという説明があったわけでありまして、今回、整備する施設の規模、それから備蓄量というんですか、どの程度の活動が可能になるのかお聞きしたいと思います。

井出福祉保健部次長 今回想定してございます燃料のタンクの容量でございますが、過去3年間の燃料の使用量等を検討しました結果、昨年度の基本調査の中で10キロリットルという規模が適当であろうということで調査結果が出てございます。この10キロリットルという規模でございますが、ドクターヘリが仮に稼働した場合、1機で1日に5時間程度災害時には稼働すると言われてございます。このドクターヘリが災害時には他の県、隣接県であります神奈川ですとか長野、あるいは静岡岡から応援が来て、山梨県を含めまして4機体制で5時間ずつ稼働した場合、おおむね2日間は

この10キロリットルがあれば燃料の供給が可能になる。2日間は、仮にタンクに補給がなくても十分活動ができる程度の容量ということでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第28-5号 山梨県独自の子宮頸がんワクチンの被害者救済と、子宮頸がんワクチンを接種した子供たちへの調査を求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

請願第28-6号 保育士の処遇改善と、保育条件の向上を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(産前産後ケアセンターについて)

久保田委員 山梨県の産前産後ケアセンターについて伺いたいです。私たち、チームやまなしでは4月27日にこの施設を調査に行きました。スタッフ等々、ほんとうにテキパキ働いているなど、そんな印象を受けました。そこで聞きたいのですが、利用が低迷しているわけと、それをどのように分析しているか伺います。

岩佐健康増進課長 当センターにつきましては、平成28年2月より宿泊型の産後ケア事業を開始してございます。その後、5月末日までで合計36組の利用がございました。この利用につきましては、事前の利用者推計に比べまして、およそ2割程度の利用と考えてございます。現時点では、センター開始後間もないということもありまして、この実際の利用に対する効果についての周知が十分ではないと考えておりまして、現状こういう利用率になっていると考えてございます。

今後は、実際の利用者の声を皆さんに届けることができるような周知に努めてまいりたいと考えてございます。

久保田委員 始まったばかりですから今後だと思えますけれども、利用者からお聞きすると、予約が非常に難しい。市町村へ連絡して、そして市町村がケアセンターへ連絡する。また、利用者も再度そのセンターへ予約する。それと、当然出産すればお金もかかります。補助金もあると思うんですけど、その1泊の6,500円ぐらいですか、それが高いと。そういう意見もあります。今後利用者を伸ばすために具体的に何をするかお願いします。

岩佐健康増進課長 現在、当事業は県と市町村が一体になる形で実施してございます。利用の手続につきましては、基本的に市町村の窓口でまずは手続をしていただく形にしてございます。この手続の仕方につきましては、できる限り速やかにできるように、書類等につきましては後回しでも構わないという運用などもしているところでございますが、今後、実際に利用されている方の意見を聞く中で必要な修正等は検討していきたいと考えてございます。

一方で、費用の負担につきましては、事前の検討委員会の中で6,100円という自己負担額について統一的な形で実施をしているところでございます。また、市町村によりましては、低所得者などについてさらに自己負担の軽減を図っている制度もあると聞いております。そういった中でこちらにつきましても、実際の利用者や、利用を希望される方の意見などを聞きながら、今後、協議会等の中で検討をしていきたいと考えております。

久保田委員 いわゆる知らないお母さん方もいるんですよね。徹底した周知をしていただきたいと思います。そこで、この施設は指定管理者により運営されていると思います。運営費の財源内訳を教えてください。

岩佐健康増進課長 運営費の……すみません。

久保田委員 財源内訳。

岩佐健康増進課長 宿泊型の産後ケア事業につきましては、センターの事業者には、実際に宿泊された方の費用が入っていく形になってございます。本県予算の平成28年度につきましては、センター利用料の補助及び産前産後の電話相談事業としまして3,920万8,000円を計上しているところでございます。先ほど申し上げましたように、これにつきましては、宿泊型産後ケアにかかる事業費及び産前産後の電話相談事業の双方でこの額となっております。

久保田委員 あまりよくわかりませんが、いずれそれでも運営すると思うんですけど、利用者数がこのまま低迷した場合、収入が減った分、どこが負担するんですか。それを教えてください。

三井福祉保健部次長 先ほどの質問とあわせて若干説明させていただきます。この産前産後ケアセンターにつきましては、建設のときに補助金として県から7,000万円出して、事業者の方で建設する形としております。その後の運営につきましては、先ほどの相談窓口は県で委託という形でやっておりますが、宿泊サービスにつきましては利用料で賄う形になっております。利用料につきましては、先ほどのお話のとおり、県と市町村で3分の2ほど、利用者に6,000円なにかしの負担をいただきます。それで運営をするという形になっておりますので、利用率が低いとなると、運営事業者の健康科学大学が赤字になりますので、県といたしましても、できるだけ利用率を上げて、そういったことがないようにやっていきたいと考えております。

久保田委員 わかりました。大勢の人が利用するように周知して、黒字になるというんですか、利用者を集めてほしいと思います。

(都留市立病院での分娩再開について)

卯月委員 富士・東部地域には分娩ができる病院が2病院ということで、このたび県の御配慮によりまして、都留市立病院で分娩が再開するということになりました。都留市立病院はどちらかという富士吉田市に近く、上野原市、大月市からはちょっと離れているところでございますけれども、富士吉田市寄りのこの都留市立病院を選定された理由についてお聞きしたいと思います。

井出福祉保健部次長 過日、知事から再開を表明させていただきました都留市立病院における分娩の取り扱いの再開について、なぜ都留市立病院なのかということでございます。県といたしましては、山梨県全体の中で分娩を取り扱っていないエリアが幾つかございます。その中で最も出生数の多い東部エリアでの再開が必要だろうという観点から検討を行いました。なぜ都留市かということござ

いますが、確かに東部エリアの中で上野原、大月、都留と3つの市があり、それぞれ市立病院がございます。この中で、まず都留市とした大きな1点目の理由としては、都留市の出生数が3市の中では最も多いということがございました。また、都留市におきましては休止をしてございましたが、休止をして以降、分娩の取り扱いを再開したいという、できるだけ妊婦さんへの負担を軽減するというので、富士・東部地域で分娩を行ってございます山梨赤十字病院から産婦人科医が都留市立病院にまいりまして、そこで出産までの間に妊婦健診を行うというセミオープンシステムを週2回行ってございました。

また、分娩再開ということになりますと、産婦人科医の確保ということもございまして、出産した後の小児科のドクターの確保も必要となっておりまして、さらに、出産に伴う麻酔科医の確保ということもございまして、そういった観点から、東部エリアということになりますと、都留市立病院では小児科医が常勤で3名おります。また、出産に対する備えといたしましても助産師を確保した上で取り組みを進めているということ、また、セミオープンシステムということもございまして、そういった中では、都留市立病院で再開することが最も受け入れ態勢としても準備ができつつあるということがございましたので、都留市立病院での再開ということで今回、検討を進めてきたということでございます。

卯月委員

ありがとうございました。赤十字病院のセミオープンシステムでありますとか、出生数が多い、小児科医が3人常勤しているというお話もわかりました。ただ、大月市もそうですけど、上野原市は特に地域的に都留市までとなると距離があります。ですので、利便性ということでいろいろ御配慮を願いたいということと、もう1つは、私もこの委員会にしながら、このことを報道されるまで知りませんでした。このことについても、やっぱり地域に対して、我々とすれば、丁寧に説明をしなければならないという責務がございまして、ぜひこういったことについても御説明なり、同じようなタイミングでも結構ですから、情報提供していただきたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

井出福祉保健部次長 ただいま御指摘をいただきました都留市立病院の再開ということになりますと、上野原市、大月市の方々からは非常に距離があるということで、その配慮をということでございます。この点につきましては、実際の分娩を取り扱います都留市と検討も進めてまいりたいと考えてございます。

もう1点御指摘をいただいております地元に対するきちんとした説明が足りなかったのではないかとございますが、その点につきましては、やはりまず産科医の確保ということと、実際には平成30年度再開という、まだ将来のことではございましたが、2年後の情報を今回、公表させていただいたということがございます。こういった情報ですので、地域の方々にもきちんと周知をするということも必要ではないかと、子育て環境の向上という意味では貢献できることでございますので、この説明につきましてもきちんとしてまいりたいと考えてございます。

卯月委員

くどいようすけれども、やはり遠くに住んでおられる方々は、なぜ自分の近くではないのかなという疑問も残ると思いますので、当然、理由がわかると住民の方々も納得をいただけると思いますので、ぜひこの点についても引き続き丁寧に御説明いただきたいと思っております。

(ボランティアセンターについて)

土橋委員

昨年の今ぐらいから、丸の内のボランティアセンターの廃止のうわさが流れたときに、いろいろな障害者団体が署名運動をしたり、私のところにも随分いろいろな相談がありました。その説明を聞こうとしたときに、一貫して返ってきた答えが、今から耐震検査をしますと。耐震検査をして、だめだと言っているわけじゃないんですという返事をもらいながら、あまりにも耐震検査の結果がよくないというのと、廃止されるというのがあつという間の出来事で、それが防災新館へ移動ということで、防災新館の中でちゃんとやらせてくれればいかなんて、私もそこで納得しちゃったことがあるんですけど、今になっていろいろな団体が、例えば視覚障害者団体だと、ボランティアセンターは長くあそこでやっていたから、点字ブロックから始まって、すごく行き

やすく、使い勝手がよかった。会議をしようかっていったときも、あいてるからいいよということだったけど、防災新館に移ったらなかなか会場が取れないということで、使い勝手すごく悪いと。

じゃあ、なぜ耐震にしなかったのかっていう話になると、エレベーターももう古くなっているからかえなければならぬ。耐震に6,000万円かかると。もろもろやると3億円近い金がかかるから無理ですという答えだったと思います。障害者のことを考えながら、例えば3億円かかるとしたら、国からの補助金がこういうものに関してはこういうお金が出ますとかいうことも完璧に調べて、それでかかり過ぎるからだめということになったのか、その辺のところを、何か去年から見ると、いきなり部長もかわっちゃったし、いろいろな係の人がかわりましたから、そのときの話をいきなりぶり返されてもわからないのかもしれないかもしれませんが、答えてもらえるのであれば答えていただきたいと思います。

中山福祉保健総務課長 去年は、建築年次からいきますと、耐震化は多分だめだろうということはわかっていたのですが、改めてやってほしいという要望もありましたので、しっかりと検査をさせていただいて、その結果、耐震、もたないということがはっきりいたしました。

次に、建てかえるのかどうするかという話でございますが、建物の所有者は県の社会福祉協議会でございます。底地は県有地を無償で貸しているということでございます。県社協は御存じのとおり、収益事業等をやってございませんので、正直言って建物を直すにしてもお金がございません。耐震化をしたときに幾つかの手法の見積もりをさせていただきました。単純にかすがいを入れるような耐震補強工事をした場合が6,300万円。エレベーターも御指摘のとおり壊れていますので、老朽化しているところを直したりしますと、3億1,000万円程度の大規模改修になるという見積もりがありましたので、これをベースにお金がありませんので、どうするかということを検討したということでございます。

補助金の話でございますけれども、単純な耐震化の補助金というのはないというのが現状でございます。したがって、その中でお金のない県社協がどうするかということになりますと、どうしても移転を考えざるを得なかったということです。ボランティアセンターをつくってから、御指摘のとおり、点字ブロックをどんどん敷いていって、すぐに使えるようになったという整備がありますので、そういう点も踏まえまして、駅前の近くにしてほしいという声も当然届いておりましたので、この近くを探る中で、それからボランティア協会の運営費を考える中で、あまり法外な家賃も払えないということで、最終的には県の施設である県の防災新館に落ち着いたと。

ただ、その中で、委員御指摘のとおり、これまでは民間団体の方々が集まって会議をしたり、研修をするという大きなスペースがありましたけれども、それぞれのスペースが防災新館では入居者がたくさんおりますので取れなかったという点はございます。この点につきましては、近隣の公民館とか公共の県立図書館とか、次善の策ではございますけれども、そういう施設を案内し対応するというので、この5月に新ボランティアセンターとしてオープンさせていただいたという経過でございます。

土橋委員

いろいろな活動をしていると、今の答えの話も、まあわかる話ですけど、その昔、ボランティアセンターができたときに県から6億円、市町村から1億円、民間団体、会社とかいろいろなところから3億円の合計10億円をともしび基金として集めて、その運用益を障害者のために、ボランティアセンターのために使ってくださいということで、当時は金利もよかったし、いろいろな好景気のときでしたから、そのお金が一銭も減ることなく、10億円もあるとかなりの金額の運用益が出てきて、いろいろな団体が助かった。いろいろなところが補助金をいただいたりすることができたし、ボランティアセンターの維持費、管理費もできた。今はもうほとんどゼロ金利の時代になってきて、10億円があっても運用益として使える金額がないと、確かにそういう時代になっています。いろいろな財団とかが、苦しんでいるのは間違いないのですけれども、ただ、10億円というともしび基金があって、ボランティアセンターを潰しちゃってね、今、社協のものだっていう話ですけども、社協もその10億円を預かっているはずですよ。その基金を運用することができなくても、みんな福祉のために使ってくださいというお金だとしたら、ボランティアセンターをやめちゃったら、県に6億円を返しちゃうのか。それとも、民間からも3億円

も集まっているけど、どういう使い方をしていくのか、そういう協議までして、あそこを閉鎖するという事になったのか。それとも、いいことや悪いことやよくわからないんだけど、改修に3億円かかるんだったら、10億円の基金が7億円になっても、補助金がないんだったら、障害者の人たちが一番使い勝手よくやってもらいたいっていうんだったら、そういう金額もあるわけです。それで残りは7億円のともしび基金ということでやっていったらどうだとかっていう、そういうことが可能だったのか、話のテーブルにももらなかったのか、その辺のところを伺いたいと思います。

中山福祉保健総務課長 山梨ともしび基金のお話でございますが、経過を簡単に説明させていただきますと、昭和53年に財団法人山梨ともしび基金ということで財団を設立いたしました。山梨県がその当時は事務局を持ちまして、委員のおっしゃるとおり、県6億円、市町村1億円、民間から3億円と順次積み増して10億円になって、その基金の果実で民間の社会福祉の促進とか充実を図るということで、活動に対して助成をして、スタート当時は県民ボランティア運動というのは盛り上がっていたころでしたので、ボランティアに対してたくさんの補助金を出してきたという経過がございます。

時代が移りまして、平成10年に事務局が県から県の社会福祉協議会へ移りました。そして、平成16年に財団法人を解散いたしました。社会福祉協議会の中に特別会計を設けまして、そこに10億円を移して、社会福祉協議会でその果実を配分するという事業を現在までやってきているという状況でございます。

先ほどの移転議論の中で、ともしび基金をどうするのかという点に関しましては、基金自体がその果実を使って県内の民間の団体グループの社会福祉活動を増進させるために助成をするという趣旨からすると、福祉関係の団体ではありませんけれども、その建物にお金を入れるというのが、その基金の趣旨から見てどうだろうと、そぐわないのではないかと判断を社会福祉協議会でされて、結果、こういうことになっていると理解いたしております。

土橋委員 例えば、社会福祉協議会に任せて10億円やっちゃったからって、もう運用益も出ない10億円をそこへ置いておいて、社会福祉協議会の特別会計の中にずっと置きっぱなしで、もう運用益も出ないから福祉団体にやることもできない、置いておくだけのお金にしちゃうということですか。

中山福祉保健総務課長 平成27年度末の決算で申しますと、10億3,500万円ちょっとという残高になっています。したがって、県社協の今のところの考え方といたしますと、彼らの財産になって管理をしておりますけれども、県から預かったときに10億円あったので、そのラインは当面守っていきたいというのが気持ちでありまして、その3,500万円をどう有効に活用するかということを去年考えたということでございますけれども、確かに御指摘のとおり、じゃあ、その3,500万円を使い切ったときに、この経済情勢が続くとすれば、ほぼ果実がないわけで、その10億円をどうするのかという議論はまた別の議論としてあるだろうと認識をしております。したがって、そういう問題を社会福祉協議会に投げかけまして、県も一緒になってどうすることが県民の福祉の向上にいいのかということを相談、協議をしていきたいと考えております。

土橋委員 私は、障害者のところからの話で聞いているものですから、10億円で基金を積んで、こういうことに運用益を使って福祉センターを守っていく、福祉センターのいろいろかかる運営費に充ててくださいという名目だったと思うという話を聞いています。それに関与するいろいろな福祉団体へ、ここへ10万円とか、ここへ何十万円とか、その他の補助金を出したりは運用益の中でしたかと思うのですが、最初の話は、福祉センターをつくった後、その運営は収入がなければ何もできませんから、そのともしび基金を利用してという認識を、障害者の人たち、いろいろな人たちが持っていると思っています。

潰しちゃったら、この金はどうなってしまうのかということが、その人たちが思っていることの一つであるし、社協に預けていて、今までの運用利益の残りが3,000万円あるから、その3,000万円を配って終わりですよ、じゃあ10億円はどうなるんですかっていう話にもなってく

と思う。今、県が、あそこはもう耐震しませんよって決めてしまうと、いかにもそれにて終わりたいみたいな認識で思っているかもしれないけど、障害者たちは、防災新館が非常に使いづらいです。部屋を取るにも随分前に申し込まないと取らせてくれないし、いろいろな意味で使いづらいと。

県にも、いろいろ気を使ってもらって、テーブルテニス置いてあった階も、防災新館に置けませんからよそを紹介してくれたようですが、みんなが何十年もあそこでいろいろな活動してきたところを、去年の今ごろは、今から耐震ですなんて言っていたけど、もう今になったら使えないことになっちゃっている。これに対しての障害者の人たちの戸惑いみたいなものを十分理解してやらなきゃいけないと思うし、実際に10億円をどうするんだっていう話をしたら、寄附してもらった趣旨を考えても中途半端なものには使えないと思って、架空の口座じゃないけど、特別会計に使えない基金をためておくだけなんていうのも全く芸のないことだと思いますから、ぜひもう一度、障害者のことを考えながら、その運用のことに関して、ともしび基金どうしていくんだということを考えていってもらいたいと思います。

中山福祉保健総務課長 5月に新しいセンターとしてオープンをしたわけですがけれども、そこに移ったからもうそれで終わりということではないと思っています。そこに移ってよかったねと言ってもらえなければ、移った意味がありませんので、委員おっしゃるように、障害者の方々等の御利用されている方々の意見も聞きながら、また、ボランティアがふえたとか、NPOの支援がふえたと褒めてもらわないと移った意味がありませんので、そういう事業をさらに充実させていくのにはどうしたらいいかということに関係課等も入りながら検討していくということにしておりますので、またその点をお待ちいただきたいと思います。

それから、基金の話につきましては、繰り返しになって申しわけございませんけれども、所有者である県社協に投げかけをいたしまして、今後どういうふうに使っていくのがいいのかということを相談しましょうということでも議論を進めていきたいと思っています。

土橋委員 その基金10億円を社協へやっちゃったから、そっちで勝手に使ってくださいということじゃないですね。もちろん県も関与した中でやっていくということですね。それだけもう一度確認させてください。

中山福祉保健総務課長 10億円のうち県で6億円、市町村も1億円入っておりますので、当然、県社協も自分たちだけでどうこうできると思っはいいと思いますので、どういうふうに合意形成をしているのか、難しいと思っているんですけども、当然、関与しながら決定していきたいと思っております。

(県立中央病院における電子カルテの障害について)

浅川副委員長 6月の7日でしたか、中央病院でシステム障害があって、患者への診察を中止したというニュースがあったので、そのことについて3つほど聞きたいと思います。

まず、システム障害により電子カルテね、最初に導入するときからかなりいろいろな問題があったわけで、できなくなったということで、患者の診察にも大きく影響を与えたと聞いておりますが、そのときはどんな対応をなさったんですか。

井出福祉保健部次長 6月7日に中央病院で起こりました、電子カルテが使えなくなったということにつきまして、病院ではどのような対応を行ったのかということですが、まず、電子カルテの障害の内容についてでございますけれども、病院機構から私どものほうで御報告を随時いただいているこれまでの内容によりますと、電子カルテのもとになっているサーバーと、電子カルテを実際に閲覧する端末、医師が使うパソコンとの間にネットワークがございます。そのネットワークの通信の中に大量の何らかのデータが入り込んだことによって、医師の操作する端末から電子カルテの情報が閲覧できなくなったというのが今回の障害の状況でございます。

これに対しまして、病院側は、当日朝の8時20分の段階で障害が発見をされまして、何が原因なのか、外来部門だけなのかというところで、院内の全ての電子カルテシステムをシラミ潰し

で探していきましたが、原因がまだわからないということで、既に8時半から受付は始まっておりましたが、このまま電子カルテが見られない状態が続くと、外来診療はもうできないだろうということで、10時にはこれを中止する、本日は見合わせるということで患者様方に御説明をするという意思決定をいたしまして、周知を始めたところでございます。

一方、その時点で、外来診療以外の救急部門、手術部門、透析部門、入院患者さんがおります病棟部門では、電子カルテは閲覧は可能だということですので、救急、手術、ICUですとかの病棟につきましては通常どおりの業務といたしますが、診療を行ってまいりました。一方で外来につきましては、10時から診療を見合わせるということで、10時の時点から患者様方には、例えば中央病院の正面玄関に掲示をいたしまして周知をする、お一人お一人の患者さんに対しても御説明をしていくということで、事務部門と看護と、その他、コメディカルの部門が共同しまして、患者様方に対する説明を開始したということでございます。

ただ、外来診察ができないといいますが、実際にぐあいが悪い患者さんや、どうしても投薬が必要だということで、治療が必要という患者さんもおいでになります。そういう患者さん方に対しては診療を行って、ほかの患者さん方にはお帰りいただくと。お帰りいただくということは、予約を改めて取り直していただいて、また違う診察日に来られる方は来ていただくという対応をしたということでございます。

最終的には、当日の午後4時半までに、大量のデータを送り続けているのが特定のどの部門か究明ができて、それが放射線の機器だということになりまして、放射線の機器を切り離したところ、障害が低下したということで、翌日からの外来診療はできたということでございます。

浅川副委員長 答弁は短くていいから。現状はもうちゃんと直ったわけね。

井出福祉保健部次長 放射線の機器からの大量の情報が流れたことが原因ということで、切り離したところ、現状では外来診療は既に行える状況になってございます。

浅川副委員長 中央病院は独立行政法人になっているわけでありますが、当然、県が関与しているわけでありますが、県としてはどんな見解でこれから進めていくのか、簡単に結構ですから教えてください。

井出福祉保健部次長 病院の運営は独立行政法人であります病院機構が行ってございます。ですので、病院機構の対応を見守っていくというのが一つでございますが、一方で、中央病院は災害拠点病院、あるいは基幹病院として県民の医療の最後のとりでということでございます。このため、本日、中央病院の院長からも知事に対しまして現状についての説明がございました。現状でもまだきちんとその原因究明ができていないため、引き続き原因究明を行うという御説明があったわけですが、これに対して知事も、非常に重要な問題ですので、原因究明に当たっていただきたいということと、今後の再発防止に対して万全を期していただきたいということを中央病院の院長に対して要請をしたということでございます。

主な質疑等 教育委員会関係

第75号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(甲府城跡総合調査事業費について)

佐藤委員

教の5ページの甲府城跡総合調査事業費でございますが、昨日も私は一般質問の中で甲府市への誘客、周遊観光についてお話をさせていただきました。富士山世界文化遺産、非常に山梨県にとっていいことでございますが、私ども甲府盆地、特に甲府の人間からしてみますと、あちらには1,488万人という入り込み客の数がございましたが、甲府市になかなか流れてこないということが現実であろうかと思えます。

その中で、私ども甲府市の住民といたしましても、甲府城というのはやはり武田神社ともども、心のよりどころというふうになると思えますが、10万人余の署名もあったとおり、歴史的な背景もあることながら、結局、稲荷門、あるいは山手門、鉄門等ございますけれども、天守閣というものがあることによって観光資源あるいは経営資源としての誘客に結びつくのではないかなと思えます。この事業について、昨年度どのような調査を実施されたか、もう一度お聞かせいただけますか。

小澤学術文化財課長 昨年度の調査でございますけれども、県指定遺跡甲府城跡における天守閣整備に関し歴史的な根拠を探るため、1つは国内の文献資料調査、2つ目は海外の文献資料調査、3つ目は古建築材の調査ということで、3つの調査を昨年度させていただきました。

佐藤委員

その3つについて、具体的にどのような調査でございますか。

小澤学術文化財課長 まず国内の文献資料調査につきましては、浅野家、徳川家など、甲府城の築城期に携わった大名家を中心に調査をさせていただきました。2つ目の海外の文献資料調査につきましては、バチカンやポルトガルなどの甲府城築城期の時代の資料を多数所蔵しているのではないかとと思われる国外の主要な博物館や図書館、または公文書館等、25カ国161機関を対象に調査を実施させていただきました。3つ目の古建築材調査につきましては、江戸時代は、特に木材の再利用が一般化されているということでございましたので、山梨県近県を中心に、甲府城が築城されたのではないかとと思われる1590年から1650年の間に建設された社寺等を中心に調査をさせていただきました。

佐藤委員

ありがとうございました。

昨年度の事業で学識経験者による検討委員会を設置して開催されたということでございますが、どのような成果が上がったかお伺いしたいと思います。

小澤学術文化財課長 昨年度の総合調査でございますけれども、まず1つは甲府城の天守閣にかかわる情報は得られなかったということでございます。それとあわせて、絵図11点と浅野家関係の古文書1点が発見されました。絵図については甲府城の江戸初期のものが多く、江戸初期の甲府城の建物配置とかやぐら等の姿形が鮮明になってきたということが成果として考えられます。

古文書につきましては、広島県立の文書館において、甲斐国侍帖というものが確認できました。これについては、築城にかかわった浅野長政の甲斐在国時代の家臣団や職能集団の名前と給料などが記載されておりますので、大きな成果ではないかと思っております。今後、その名前などを手がかりに調査研究を進めていきたいと思っております。

佐藤委員

今回の補正予算で再度、調査事業費を計上してという説明ですが、具体的にどのような形で調査をされていくかお伺いしたいと思います。

小澤学術文化財課長 昨年度の調査につきましては、先ほどお話しもさせていただきましたとおり、築城期の大名家等を中心に行ってきましたけれども、甲府城と歴史的に関係のない大名家から新たな絵図等が発見されたわけございまして、本年度につきましては、調査の対象を拡大させていただきまして、江戸時代には約300ほどの藩があったと言われておりますので、その藩の役所が配置されていた地域の大名家文庫を管理、保管等をしている全国の市区町村と、あとは私立の博物館とか図書館、約3,800施設につきまして、照会調査、及び現地調査を行いたいと思っております。

佐藤委員 山梨総研のさる方にお伺いしたことがあるのですが、明治維新政府は江戸幕府のなごりでしょうか、そういったものを一掃するために、例えば中央線を真ん中にしてしまったと。あるいは、こちらの道路もそうですけれども、県庁も含めて、とにかく徳川幕府のなごりそのものを抹消、抹殺でしょうかね、そこまで明治維新政府はされたとお聞きしているわけですが、武田晴信、武田信玄ですね、武田の館跡とか、そういう部分で歴史的背景があるわけですが、甲府城そのものが果たして天守閣があったのかという議論を呼ぶところですが、この住民としましても、中心市街地の活性化、きのうもお話し申し上げましたが、ぜひとも解明していただいて、ゆくゆくは松本城のようにたくさんの方が甲府市に寄っていただく、山梨県に寄っていただく、富士山の観光も含めて寄っていただきたいと思っていますけど、今後、天守閣の復元についてどのように取り組んでいかれるのかお伺いしたいと思います。

小澤学術文化財課長 まず、天守閣の復元につきましては、今年度はしっかりと調査をさせていただきたいと思っております。今、委員からお話のあったとおり、観光面にも力を入れてということでございまして、文化財につきましては保存と活用という2本の柱がございまして、今、委員がおっしゃられたのは、活用の部分をしっかりやれよということだと思いますので、今後につきましても観光部局や関連部局と連携を図りながら、観光振興等につながるような施策を実施していきたいと思っております。

佐藤委員 ぜひともいい方向で天守閣があったらいいなと思っていますので、よろしくお願いたします。

(学校食育指導実践研究事業費について)

浅川副委員長 教の4ページ、学校給食推進費の事業について指定財源で国委とあるのですが、説明の中で、国の委託事業が採択されたとおっしゃったが、これはどんな事業ですか。

赤岡スポーツ健康課長 国の委託事業と申しますのは、文部科学省による委託事業でございまして、スーパー食育スクール事業という名称で文部科学省が実施している事業でございまして、全国の学校の中で先進的に食育に取り組んでいる学校を推進校として指定をして、そこでよりよい食育の推進、指導方法というものを研究していくという事業でございまして。

浅川副委員長 本県の場合はどこに決める予定ですか。

赤岡スポーツ健康課長 今回、甲州市立塩山北小学校が指定を受けました。

浅川副委員長 甲州市立塩山北小に指定されたということは、どんな経緯があって指定されたんですか。

赤岡スポーツ健康課長 国の委託事業ですので、国に応募するに当たって、県内各校に照会をいたしました。その結果、手を挙げたのが塩山北小でございました。今回、その塩山北小の現在の取り組み内容と、事業計画として予定されているものが優れているということで認められたということでございます。

浅川副委員長 具体的にはどんなことをするのか、事業内容について教えていただけますか。

赤岡スポーツ健康課長 塩山北小では、自分でつくって自分で消費するというのを「自産自消」というキーワードにして、子供たちがみずから野菜をつくったり、酪農体験をしたりする。それから、自分でつくったものをお弁当のおかずに入れて、お弁当の日にそれを学校に持ってきて食べるということで、みずから積極的に食にかかわることで食生活、あるいは生活習慣というものを整えていく。そのことによって積極的に生きる態度を身につけて、学習意欲の向上にもつなげていくということテーマにしております。

浅川副委員長 こういう事業は大変いい事業でしょうけれども、県と市との取り組みはどんな役割分担ですか。

赤岡スポーツ健康課長 甲州市では、今申し上げたように、学校の中でそういった指導方法ですとか食育の取り組みというものを実践していただく。県は、その学校で得られた取り組みの成果を県内の各学校、あるいは地域に知らせていく、広めていくということで取り組んでまいりたいと考えております。

浅川副委員長 さっき、特徴的な部分を言ったのですが、もう1回教えていただけますか。

赤岡スポーツ健康課長 今回、甲州市立塩山北小が採択された大きなポイントというのは、食を通じて積極的に物事に関わっていく、やる気を出すということにつながり、学校の学習、学力向上にもつながる、食を通じた学級づくり、集団づくりを目指すところで、なおかつ、科学的にデータとしてどの程度やる気のある学級づくりができたかを数値化して判断していこうとするところが大きな特徴です。

浅川副委員長 実践プログラムを聞こうかと思ったんだけど、その部分はどんなプログラムですか。

赤岡スポーツ健康課長 この課別説明書に書かれております実践プログラムでございますけれども、これは食育の指導計画、活動計画、あるいは指導方法というものを具体的にまとめたもの、計画というものでございます。

浅川副委員長 これから取り組むわけであって、成果がどういうふうに出るかわかりませんが、こういった取り組みを県内各校に広げていくような考えはあるわけですか。

赤岡スポーツ健康課長 県の役割として広げていかなければならないと考えておりまして、実際に塩山北小で取り組みを進めていく1年間を通じて、栄養教諭とともに、その都度、年間5回を予定しておりますけれども、情報共有を図っていく。そして年度末には、今回の取り組みの成果を広く、栄養教諭だけではなく、その地域の方でありますとか、県民の皆さんにお知らせをして、今後の食育の普及につなげてまいりたいと考えております。

(なかとみ青少年自然の里運営費について)

河西委員 教の3ページ、なかとみ青少年自然の里運営費で、県有施設の有効活用改修費ということで、宿泊管理棟の改修を行うとありますが、どんな改修をするのか教えてください。

岩下社会教育課長 改修につきましては、安全性の確保と機能の保全に必要な宿泊管理棟の屋根の欠損箇所の修繕及び塗装に1,163万円、防火扉の修理に104万円、といの復旧工事に189万円でございます。

河西委員 この施設はどのくらい年数がたっているんですか。

岩下社会教育課長 昭和62年にできたもので、今年で29年となっております。

河西委員 これは改修するということでありまして、改修後は、県で観光客を誘致するというような活用をしていく考えですか。それともほかに考えがありますか。

岩下社会教育課長 県ではなく、身延町が当該施設を活用して、地域の観光誘客を図っていくものでございます。

河西委員 これは県で改修して、身延町に無償で譲渡するってということですか。

岩下社会教育課長 当該施設につきましては、底地が町有地となっております、これまで県が町から無償で借り受けてきたところでございます。また、契約によりまして返還する場合には、設置前の状態に戻すということになっており、建物を解体撤去する必要がございました。この施設につきましては、廃止は既に決定しておりましたけれども、身延町から、地域の活性化に活用していきたい、建物を改修して無償譲渡してほしいという申出がございまして、検討の結果、改修を行うものでございます。

河西委員 改修が終わるのはいつごろになるんですか。

岩下社会教育課長 順調に行きますと今年中に改修が終わりまして、身延町の計画としましては来年の4月から運用したいということでございます。

河西委員 ありがとうございます。身延町とすれば、今後これをどういうふうにも有効活用していくかという計画を、県では聞いていますか。

岩下社会教育課長 身延町によりまして、この施設の利用対象を青少年はもとより、県内外の観光客ですとか、外国人等にも拡大しまして、施設で陶芸、農業などの体験ができる宿泊施設として活用する。そういったことによりまして交流人口の拡大ですとか、地域に根ざした雇用の創出など、まち・ひと・しごと総合戦略に沿った施策の実現に取り組むと聞いております。

河西委員 ありがとうございます。有効活用ということですので、ぜひ、県からもいろいろな案があったら身延町と相談しながら、ぜひ有効活用できるように進めてもらいたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第28-4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(高等支援学校桃花台学園について)

久保田委員 知的障害のある生徒が職業教育を行う桃花台学園からこの3月に初めて卒業生が出ました。それに対して卒業生の進路の状況を教えていただきたいと思います。

鈴木新しい学校づくり推進室長 平成27年度の卒業生が16名おりましたけれども、そのうち一般就労は13

名で、福祉就労が3名ございました。

久保田委員 16名のうち全員が就職されたということです。やはり学校の先生方の指導のたまものかと思っております。具体的にどのような教育を行ったのか、また、他の特別支援学校との違いを教えてください。

鈴木新しい学校づくり推進室長 桃花台学園では、産業技術科というのを設けまして、その中に農業生産コース、食品加工コース、環境メンテナンスコースという3つのコースを設置いたしまして、子供たちの職業能力の育成に努めております。具体的には、職業教育を充実するための取り組みといたしまして、食品加工におきましては企業と生産物製造委託の協定を結びまして、生徒の実習を安定的に確保したり、あるいは環境メンテナンスにつきましては、専門教科の授業における講義あるいは実技を行う指導等の専門家を配置したり、あと、障害者職業能力検定制度というのを産業人材育成課が所管をして創設しておりますけれども、そうした職業能力検定に受かるような実習等を中心に行っております。

ほかの支援学校との大きな違いといたしましては、産業技術科という専門の学科を設置して農業生産ですとか食品加工とか環境メンテナンスという分野に限定をして、より高度といいますが、充実した取り組みを行っているということでございます。

久保田委員 県内企業の障害者の雇用率は法定雇用率を2%下回っている中で、この学園の存在は障害のある子供を持つ親にとってはほんとうに感謝しているんじゃないかと思っております。しかし、せっかく就労しても長続きしなくては困りますよね。そのフォローというんですか、そういうことはどのようにしているんですか。要するに、就職しても仕事が途中で座礁してわからなくなった。それをまた再度指導するようなことはしているんですかね。

鈴木新しい学校づくり推進室長 卒業後ということかと思えますけれども、高等支援学校ですから、卒業後については特にまだ追跡調査等を、特に桃花台学園はこの3月に初めて卒業生が出ましたので、特に追跡調査ということは現在では行っておりません。

久保田委員 この3月に卒業をしたということですから、まだまだ生徒たちが就労して、飽きるってということはないんですけど、その仕事についていけないということですけど、今後はやはり指導なり、あるいは相談に乗ってやってもらいたいなと思っております。その辺の今後の見通しはどうか。

鈴木新しい学校づくり推進室長 委員御指摘のとおり、就職してから、場合によっては離職をしてしまうという人も出る可能性がありますので、どういう理由で離職をしてしまったのかということ調査することも、今後の生徒たちを指導していく上で大事になると思っておりますので、また学校とも相談しながら、取り組みができるように検討していきたいと思っております。

(やまびこ支援学校について)

卯月委員 同じく支援学校ですがけれども、やまびこ支援学校についてお伺いしたいと思います。昨年9月議会で当該校について一般質問をいたしました。約1カ月ほど前に、当学園の敷地が土砂警戒区域に指定されていることで移転を検討されているということですがけれども、現在、その状況について教えていただきたいと思っております。

鈴木新しい学校づくり推進室長 委員御指摘のとおり、やまびこ支援学校の現在の場所は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されているということもございまして、それらも含めて、今、移転を検討しているところでございます。

ただ、土砂災害警戒区域に指定されているからといって、移転をしなければならないという法的な規制はございません。ただ、斜面にあるとか、教室が足りないとか、ほかにも幾つか課題がございますので、今、移転を検討しております。

大月市でパストラルびゅう桂台というところにやまびこ支援学校も含めて、ほかの施設も幾つ

が移転をするということで、大月市が住民理解等の取り組みを進めておりますので、今、その状況を見ているところでございます。

卯月委員 法的な縛りはないというお話でした。しかしながら、傾斜地にあるところはかなり老朽化も進んでおりまして、肢体不自由の生徒も御存じのとおりいて、車椅子で移動しなければいけない、危険性を伴っていることも御承知のとおりだと思います。さらに、今、法的なものはないと言われましたけれども、その中には宿舎も入っていると思うんですね。その宿舎には何名ぐらいが生活しているか教えていただいてもよろしいでしょうか。

鈴木新しい学校づくり推進室長 すみません、正確な数は把握しておりませんので、後ほど調べ回答させていただきます。

卯月委員 わかりました。また後ほどよく調べていただきたいのと、確かに法的な縛りはないにしても、そこに暮らしているということはやはり通常の授業中よりもさらにそういった土砂崩落等のリスクは高いものだと思います。その辺のことも含めて、ぜひスピード感を持ってやっていただきたい、臨んでいただきたいということと、私もパストラルびゅう桂台に住んでおりますけれども、大月市もいろいろ、地域との説明会等々も行われるようであります。こういったことについても、やはりなかなか市単独でも難しい部分もあると思いますので、サポートいただきたいと思いますが、その点についてお願いしたいと思います。

鈴木新しい学校づくり推進室長 先ほども御説明申し上げましたとおり、今、大月市の状況を見極めている段階でございますけれども、今後、その状況を見きわめながら、また大月市もいろいろ相談をしながら、なるべく早くできるような形で進めていきたいと考えております。

卯月委員 先ほどの久保田委員のお話にもありましたとおり、やはり障害を持つ子供の親御さんたちは非常にこういった施設に期待をしておりますし、心配もしていると思います。ぜひ、繰り返すようでもありますけれども、スピード感を持って臨んでいただきたいとお願いして終わります。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査を8月22日から24日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

教育厚生委員長 遠 藤 浩